

○九州国際大学における障害のある学生への修学支援等に関する規程

(平成28年4月1日制定)

(目的)

第1条 この規程は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）その他の法令に基づき、九州国際大学における障害のある学生が、その年齢及び能力並びに障害の種別及び程度に応じ、十分な教育が受けられるようにするために修学支援等に係る基本となる事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害のある学生 障害者基本法第2条第1号に定める障害者をいい、長期にわたり授業又は学生生活に相当な制限を受ける者で、本人が修学支援等を受けることを希望し、かつ、その必要性があると認めたる者をいう。
- (2) 修学支援等 学内施設のバリアフリー化、定期試験等における時間の延長、定期試験等の問題用紙の拡大等、障害のある学生に対する授業支援又は学生生活の支援をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、障害のある学生が修学における不利益を受けまいよう配慮するとともに、障害のある学生の修学等支援に関して施策を策定し、実施について指示しなければならない。

2 学長は、この規程の目的を達成し、修学支援等を実施するため、必要な規程を整備し、及び予算措置を講ずるよう努めなければならない。

(教職員の責務)

第4条 大学教育職員及び大学事務局の事務職員は、障害のある学生が修学における不利益を受けまいよう、障害のある学生の修学支援等を具体的に実施しなければならない。

(支援実施体制)

第5条 九州国際大学学則第6条第1項に定める教育研究協議会（以下、「教育研究協議会」という。）は、障害のある学生のための修学支援等に係る実施計画を策定し、その実施計画に基づき、障害のある学生のための修学支援等の事業を推進する。

- 2 修学支援等の相談窓口は、大学事務局学生支援室とする。
- 3 前2項の支援を円滑かつ適切に行うため、大学事務局長は関係部署の調整を行うものとする。

(支援の申出)

第6条 障害のある学生（入学前の者を含む。以下、この条において同じ。）は、入学前又は入学後のいずれの時期においても修学支援等を申し出ることができる。

- 2 修学支援等の申し出があった場合、教育研究協議会は、支援の必要性、支援の範囲等について協議するものとする。

(試験等に関する特別措置)

第7条 障害のある学生に対する試験等に関し、他の学生と同等の評価を得ることを保障するため、特別措置を講じるものとする。

(事務)

第8条 この規程に関する事務については、大学事務局学生支援室が行う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、教育研究協議会において審議する。

(補足)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定めることができる。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。